

令和5年第11回（11月）かほく市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年11月24日（金）午後1時30分

場 所 かほく市役所 西フロア3階 302会議室

開 会	事務局長	<p>定刻になりましたので、ただ今から令和5年第11回（11月）農業委員会総会を開会致したいと思います。</p> <p>種本会長のご挨拶をお願い致します。</p>
会長挨拶	会 長	<p>皆さん、ご苦労様でございます。</p> <p>先般、農業委員大会を開催されまして、また、皆様にご出席頂きましてありがとうございました。また当日農林水産大臣賞を頂きまして、本日、市長室へ受賞した報告をして参りました。これもひとえに皆様方の努力の代表としていただいたものではないかと思っております。本当にありがとうございます。</p> <p>また、私と一緒に、今本重蔵さんが、全国農業委員会会長賞を受賞され、20年以上務めないとあたらない非常に素晴らしい賞です。先ほど、二人で市長へ挨拶させていただきました。本当に有難うございます。（拍手）</p> <p>話は変わりますが、皆さんご存知の通り、農業の情勢も非常に目まぐるしく変わってきている状況の中、殆どの農作物が終了の時期・段階であると思いますが、これから、12月に入りますと、来年度に向けての計画を作る時期になろうかと思えます。</p> <p>私共の組合の方でも、来年に向けて色々と策を練っているところでございますが、中々、価格の問題や販売先の問題等も含めてコストをいかに下げるか等、非常に厳しい所でございますが、この難局に知恵を出しながら、それぞれの立場で乗り越えて行くと言う時期になるのではないかなと思っております。</p> <p>それでは早速ですが、始めたいと思えます。</p>
欠席委員確認 議事録署名委員の指名	会 長	<p>本日の欠席は、推進委員の松原委員、1名であります。</p> <p>それでは、議案審議の前に議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>署名委員に 10番 中村委員、 11番 大田委員 をお願いいたします。</p> <p>次回、総会開催日に署名・捺印をお願い致します。</p> <p>本日、現地調査にあられました、 10番 中村委員 11番 大田委員 には、各案件の審議時にご説明をいただきますので、よろしくお願い致します。</p>
議案第42号 農地法第3条 許可申請	会 長	<p>それでは、「議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題とし事務局の説明を求めます。</p>

議案第 42 号 農地法第 3 条 許可申請	事務局	<p>【議案第 42 号 整理番号 1 番について朗読説明】</p> <p>許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 3 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」のとおりでありまして、農地法第 3 条に係る許可要件のすべてを満たしているものと考えられます。</p> <p>これで、議案第 42 号整理番号 1 の説明を終わります。</p>
	会 長	事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。
	当番委員	<p>中村委員現地調査</p> <p>・整理番号 1 番</p> <p>本日、11 時 00 分より中村と大田委員・事務局と現地調査に行ってきました。</p> <p>農地法第 3 条整理番号 1 番ですが、この土地は区画整備された一角であり、住宅地の隣であり生前贈与したいという話であります。</p> <p>申請農地に作業小屋が建っていましたが、以前に許可を得ているため、問題はないとのことです。</p>
	会 長	この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。
	地区担当委員	<p>・整理番号 1 番 油野委員</p> <p>整理番号 1 番につきましては、後継者への部分生前贈与であります。譲渡人については、以前、農業委員を務めていて、現在は、主に長芋の生産を主にされている方であります。</p> <p>譲受人の土地の隣の農地を、部分生前贈与していることで、先程中村委員が言われたとおり、本地は旧町時に土地区画整理された農地でありまして、他の農地へ与える影響はないと思います。以上です。</p>
	会 長	ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願い致します。
	会 長	全員の挙手により、「議案第 42 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について」は原案のとおり許可決定致します。
議案第 43 号 農地法第 5 条 許可申請	会 長	次に「議案第 43 号 農地法第 5 条許可申請に対する意見決定について」を議題とし事務局の説明を求めます。

<p>議案第 43 号 農地法第 5 条 許可申請</p>	<p>事務局</p>	<p>【議案第 43 号 整理番号 1 番から 3 番について朗読説明】</p> <p>農地区分及び許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 4 条・5 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」をご覧ください。</p> <p>整理番号 1 番については、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地」との理由により第 2 種農地と判断できますが、不許可の例外により、「申請に係る農地に隣接する土地と一体として同一事業の目的に供するために行うもの」に該当すると判断できます。</p> <p>次に整理番号 2 番・3 番については、「都市計画法の用途地域が定められている地域」との理由によりそれぞれ第 3 種農地と判断できます。また、申請地は以前より、資材置場として利用されており、これについては申請者より始末書が提出されております。</p> <p>個別事項については、許可基準適否判断資料のとおりであり、許可基準については全て満たしているものと考えられます。</p> <p>以上で、議案第 43 号の説明を終わります</p>
	<p>会長</p>	<p>事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。</p>
	<p>当番委員</p>	<p>中村委員 現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整理番号 1 番 <p>申請地については農振地域の変更、また非農地証明がなされております。申請地の畑については現在耕作されておらず周りへの影響も問題はないかと思えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整理番号 2 番、3 番 <p>申請地は国道沿いの申請者店の裏にあたります。本農地には、新旧のタイヤが沢山積んでありまして、以前より使用しております。周りには家も建っており、問題はないかと思えます。</p>
	<p>会長</p>	<p>この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。</p>
	<p>地区担当委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・整理番号 1 番（中村委員）現地調査で報告 ・整理番号 2・3 番（油野委員） <p>2 番・3 番は土地が続き地面でありますので、一括してご説明させていただきます。</p> <p>資料が送られてきた段階で、該当地を確認してきました。</p>

	地区担当委員	<p>譲渡人は兄弟だと思われます。一人は名古屋市在住の方で所有権移転という事です。現況は雑種地で、廃タイヤが積み上がっておりました。私は申請地が農地であることを認識しておらず、雑種地で利用されているとばかり思っていたため、どうして分かったのか聞きたいなと言う気持ちあります。始末書が出ているという事ですが、申請地は、駅へ向かう土地に沿った土地であります。家が既に連たんしていて、その間の農地なため、全然問題はありません。</p> <p>以上です。</p>
	会 長	<p>それでは、今のご質問ですか？</p> <p>事務局の方から、もし、分かったらお願いします。</p>
	事務局	<p>整理番号 3 番の所有権移転をするに当たって、本整理番号 2 番が今の状態になっていることに気づいたため、2 番 3 番併せて申請を行っているような形であります。</p>
	会 長	<p>地権者から始末書を取った訳ではないのか？</p>
	事務局	<p>始末書は転用事業者からです。</p>
	会 長	<p>3 番が提出されて、2 番がわかったという話ではございますが、関係はどのようになっていますか。</p>
	事務局	<p>ご親戚関係であります。上が兄弟、下がおじさん。</p>
	会 長	<p>ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	会 長	<p>全員の挙手により「議案第 43 号 農地法第 5 条許可申請に対する意見決定について」は原案のとおり意見決定致します。</p>
報 告	会 長	<p>次に報告案件がございます。事務局の説明をお願いします。</p>
報告第 15 号 農地法第 3 条 の 3 第 1 項の 規定による届 出	事務局	<p>【報告第 15 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について】</p> <p>朗読説明</p> <p>報告案件は以上です。</p>

<p>【追加議案】 議案第 44 号 農地法第 5 条 許可申請</p>	会 長	<p>続きまして、追加議案について本日配布いたしました議案書をご覧ください。</p> <p>「議案第 44 号 農地法第 5 条許可申請に対する意見決定について」を議題とし事務局の説明を求めますが、その前に本日申請人より説明に来ておりますので詳細な説明等を受けたいと思います。</p> <p>入室をお願いします。</p>
	申請人	<p>【申請人 入室】</p> <p>始末書及び経緯を説明</p>
	会 長	<p>只今、申請人よりご説明がありましたがご質問等はございませんか。</p> <p>無いようでしたら、今の説明等をふまえ後ほど審議することよろしいですか。退室となります。ありがとうございました。</p>
	申請人	<p>【申請人 退室】</p>
	会 長	<p>それでは「議案第 44 号 農地法第 5 条許可申請に対する意見決定について」を議題とし事務局の説明を求めます</p>
	事 務 局	<p>【議案第 44 号 整理番号 1 番について朗読説明】</p> <p>農地区分及び許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 4 条・5 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料（追加議案）」をご覧ください。</p> <p>整理番号 1 番につきましては、「都市計画法の用途地域が定められている地域」の農地との理由により、第 3 種農地であると判断できます。今回県の工事を請負、既に工事用作業用地として使用されているため、申請者より始末書が提出されております。</p> <p>個別事項については、許可基準適否判断資料のとおりであり、許可基準については全て満たしているものと考えられます。</p> <p>以上で、議案第 44 号の説明を終わります。</p>
	会 長	<p>事務局から説明がありましたが、この案件について、本日、現地調査に当たられました委員さんより現地報告をお願い致します。</p>
	当番委員	<p>大田委員 現地調査</p> <p>・整理番号 1 番</p> <p>先程、申請人より説明がありましたが、私も中村委員と一緒に現地に行って来ましたが、県の事業であり、公の事業を受けながら、こういうことをしても良いのか？</p>

<p>【追加議案】 議案第 44 号 農地法第 5 条 許可申請</p>	<p>当番委員</p>	<p>43 号の 2・3 も同じですが、始末書や顛末書を出せば済むという問題ではないような気がします。見つけたら始末書で良からう、という、今までの判断はちょっとおかしいような気もしました。</p> <p>また、44 号に関しては、県の事業であって、文書で行ったら通るのかなと、その辺如何なものかと思って見てきました。</p> <p>皆さんの意見もお聞かせ願います。</p>
	<p>会 長</p>	<p>それでは、意見の前に、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。</p>
	<p>地区担当委員</p>	<p>・整理番号 1 番 末廣委員</p> <p>現地は今朝、通ることがあったので見てきました。</p> <p>綺麗に工事現場として、鉄板も引かれており作業されている様な場所です。内容は、今聞いて初めて分かった事ですが、それでも、相続絡みで遅れたということに関してはどうにもならなかったのかなという様な気持ちもあります。そういう事も加味して、私の思いとしては、大いに反対しても県の重要なことに足を引っ張るような事になるのかなと言う様な思いです。ちゃんとした事に成る様になれば、私は賛成で良いかなと思っています。</p> <p>後は、皆さんの思いを聞いて頂けたら良いかと思えます。</p>
	<p>会 長</p>	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>先程から、現地報告の意見、更には、只今の地区担当委員の意見等がございましたので、この件につきまして、先ずは最初に、事務局の方から、考え方がもしありましたらお願いしたいと思えます。</p>
	<p>事務局</p>	<p>先ず、この件ですが、今朝 8 時半に申請書を出したいという事で業者さんが来られましたて、今日がまさに農業委員会総会の日だとは知らずに業者さんも来たつもりではないのですが、先ず、そこで強く叱責しました。何を考えているんだとお話をしたのですが、先程来の話ではないですが、県の発注工事であって、ほ場整備にも残土を入れているような工事でございまして、業者には強く言いましたが、それをこのまま放置しておく、工事も遅れますし、ほ場整備の事業も遅れることから、私の判断で本日案件に載せる段取りをしました。農業委員会事務局長の立場としては、やはり法律違反ですし、許すまじ行為ですが、農林水産課長としては、やはりほ場整備事業を遅らせることはならない。また、市の職員としては、合併支援道路の築造でございますからこれも遅らせる訳にはいかないという事で、何とかその辺を酌んで頂いて良い返事を頂けないかなとお願いしたいと思えます。</p> <p>それから、先程の「始末書が出れば良いのか」という問題は、やはり、おっしゃる通りで、良くないという事になります。そうかと</p>

<p>【追加議案】 議案第 44 号 農地法第 5 条 許可申請</p>	事務局	<p>言って、一旦、排除してという事もなかなか事務局として言えないという思いで、非常に苦しい思いです。</p> <p>今後とも、現地調査をしながら、皆様方と情報を密にしてやって行く他、方法は無いのかなと思っております。答えになっていないかもしれませんがよろしくお願いします。</p>
	会長	<p>只今、事務局の方からの説明もありました。</p> <p>これらを踏まえて、皆さま方のご意見がありましたらお願いをしたいと思いますが。</p>
	村井委員	<p>今の件ですが、個人で農地法を知らずに、例えば、後の畑なんかに碎石敷くという事は、まあまあ、認めざるを得ないのではないかと思います。今回の場合は当然農地法を知っているであろう業者の方が、分かっておりながらするというのは本当に問題があると思います。しかも、仮に、これが何度もとなれば、ちょっとそれは、本当に問題視すべきことだと思う。例えば、初犯であれば、まあまあ認めるにしても、2回・3回と連続なり、過去にも経験があるところは、もうちょっと厳しくやった方が良くないかという気がするんです。例えば、「原状復帰してから申請してくれ」などと言うくらいにしないと駄目なのかなという気はします。今回については、私共のほ場整備の絡みもあるので、あまり言えないですが。</p>
	会長	<p>まだ他に何かご意見ありますか。</p>
	油野委員	<p>農業委員会から、文章か何か一つ出してくれても別におかしくはないんじゃないか。</p>
	会長	<p>これまでは申請人へこちらから出したというのはあまり無いですね。</p>
	事務局長	<p>自分の経験上は一度こちらから文書を出したことはあります。</p>
	会長	<p>少なくとも、それくらい文章として、農業委員会として、「今度、二度としたら許さんよ」と強めの形で文書で一応出すと、そういう形で今回の件については、一応認めるという事でどうでしょうか。よろしいですか。</p>
	会長	<p>ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

<p>【追加議案】 議案第 44 号 農地法第 5 条 許可申請</p>	<p>会 長</p>	<p>全員の挙手により「議案第 44 号 農地法第 5 条許可申請に対する意見決定について」は原案のとおり意見決定致します。</p>
<p>いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告</p>	<p>会 長</p>	<p>以上で、第 11 回の議案審議については全て終了しました。</p> <p>次に、「いしかわ農業委員活動 1.1.1 運動」についてですが、今月は農業委員 6 番・7 番・推進委員 C グループの方からご報告をお願いします。</p>
	<p>当番委員</p>	<p>6 番 高橋委員</p> <p>皆さん、お疲れ様でした。特に、相談等はありませんでした。先月、「北信越ブロック女性農業委員研修」に行っておりました。その際に、農地ナビの資料をもらったので、今日、皆さんとこの情報を共有させていただきたいと思います。</p> <p>「農地ナビ」を皆さんご存知ですか？農林水産省から導入されているオンラインポータルサービスというウェブサイトになっておりまして、農地に関する地図や情報とかを一般公開するウェブサイトになっています。私もアプリを登録して、かほく市秋浜など自分の担当エリアの農地が地図上で見れて、農地情報、地目・面積等、権利設定の状況とかを確認することが出来るそうです。</p> <p>研修より農業委員の皆さんに、この農地ナビがあることを、是非、教えてください、ということで、今日、共有させて頂きました。</p> <p>以上です。</p>
	<p>会 長</p>	<p>来月、是非、デモをやって頂ければ。では、事務局の方でコピーして頂ければと思います。どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、続きまして、竹田委員お願い致します。</p>
	<p>当番委員</p>	<p>7 番 竹田委員</p> <p>私の方からは、特にないのですが。</p> <p>1 カ月程前に現在、会社員・勤め人の方ですが会社を辞めて、農業でぶどうの方をやってみたいという相談がありました。津幡農林事務所に連絡して、耕稼塾の方を勧めたので今度面談を経て、合格すれば、耕稼塾に通う話になっているそうです。また、耕稼塾を卒業して、就農、実際に収益あげるために働く場合、また高松でぶどう畑を辞める人と入る人を上手にやっているとそこが問題かなと思ってます。辞める人も入りたい人もいて、それが上手く入れないことが良くあるのでちょっとその辺が悔しいです。</p>

いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告	会 長	何ていう方ですか？今、耕稼塾へ行きたい方の年はお幾つの方ですか？
	竹田委員	40歳前後だと思います。僕の知り合いで、そういう話がきました。
	会 長	はい、どうもありがとうございます。 それではCグループ、三嶋委員からお願い致します。
	当番委員	Cグループ推進委員 松原委員（欠席） 三嶋委員 秋の稲刈りが終わりました、高齢の方から足腰が非常に弱ったという事で、自分の所の飯米と言いますか、「自分の所で作っている田んぼを、組合の方で作ってもらえないか。」と、「橋渡ししてもらえないか。」という話もありましたが組合の方も高齢ですし、高齢者が高齢者に依頼している様な格好です。先程の話で、若い方が耕稼塾でと言う話もありましたけど、そのような方もおいでないかと近隣探しておりますが、中々おりません。田んぼだけでは中々飯は食えないという様な状況ですけど、地域の田畑を守るということで、区の総会等で出来るだけ声を掛けていきたいと思っております。 もう一点ですが、7月の災害で私共の地区の上田名の奥の方の山が崩れて、田んぼに土砂が流れ込んだという様な所も沢山ありますし、溜池をよく見ると、三つ程流れが変わった所が一カ所、水が入ってくる流れですねそういうところもありますし、ため池に土砂が流れ込み3分の1から半分程溜池が埋まった場所も3ヶ所程あります。市の方はご存知なんですけど、田んぼが崩れただけでも10ヶ所程、畔が崩れたところもまだまだ数ヶ所もあります。それから、山の水の流れが、非常に段差があることから4ヶ所程大きなU字溝をものすごくえぐって、私共の手に負えない状況です。そういう様な工事も含めて、組合長が春の稲作が出来るのかと非常に心配しております。これからの災害含む工事について、大体の目安として春に間に合うのか、間に合わない所も出てくるのか、そういうあたりを少し教えて頂ければ非常に助かります。 今年も、夏の日照りと災害関係で、私らのところの約20町歩ありますが、単純に計算すると、300万近くの収入減になっていきますし、来年は災害が無ければ良いなと思っておりますがとにかく、復旧工事をしないと、耕作もできない所が何ヶ所もありますし、先程言ったように、大事な田んぼの水が溜池を修繕しないとやっていけない様な状況もありますので、分かる範囲で結構なので大体の計画等を教えて頂ければと思います。 以上です。

いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告	会 長	どうもありがとうございました。続きましては、次、気谷委員お願いたします。
	当番委員	<p>気谷委員</p> <p>先日ですが、太陽光発電の隣に自分の農地があり、その太陽光発電の敷地内に草や雑木が生え、その種が自分の農地に入る為、非常に困った。何か出来ないかという相談を受けました。</p> <p>そこで、私の家の周りの幾つかの太陽光発電の敷地を見て参りましたら、葛の蔓や背丈の高い黄色い花が咲く草ですかね？それらが非常に多くて、敷地内の草刈りも出来ていないという様な状況になっていましたので、除草しなさい等を言えないものかお聞きしたいです。非常に草が多くて、「ああ、これは大変やな。」というところもありますので、何か良い方法がありましたら教えて頂きたいです。 以上です。</p>
	会 長	はい、ありがとうございました。太陽光をしたが土地の管理がされていないと周辺農地に非常に影響を与えていると。こういう話やね。 当然、これについて、注意をしないといけないと思いますが、まずは事務局の方から対応策として、一番効果的に出来る方法として、何かございますか？
	事務局	<p>まず、相手方がもう農地で無くなっていることが一点でございます。 太陽光発電所は、必ず太陽光発電所責任者の掲示がしてあります。電話番号も書いてあるはずなので、まずはそちらの方に連絡して頂いて、それでも相手にされないという話であれば、市の方で、防災環境対策課の方で対応出来るやもしれません。農業委員会として出来ることと言えば、農業委員会からも草刈りしてもらえないか位の話は、出来ないことはないかなと思いますけども、まずは、隣接の方が隣接する方へ連絡して頂くという方法かなと思います。</p> <p>必ず設置者の連絡先等が記載された看板があると思いますので、そちらにまず連絡をとって頂きたいなと思います。</p>
	会 長	よろしいですか？農地に太陽光を作って転用したのか？
	気谷委員	自分の農地の横は、もともと農地だったんですけど、そこに太陽光発電ができたので転用許可の所です。
	会 長	とりあえずは、今程事務局の方から言われた対応の順番で、一回やってみていただければ良いのかなと思います。今、強制的にやるという事も、直ぐには出来る様な対応も、中々取れないところもあると思いますので、今の順番で行ったのちに別のセクションからま

いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告	会 長	<p>た対応するという様な事もあるかも分かりませんのでお願いをしたいと思います。</p> <p>次、寺井委員お願いします。</p>
	当番委員	<p>寺井委員</p> <p>私も三嶋委員と同じく、「歳やもんで、田んぼを少し減らしたい」という方もいましたし、病気で田んぼを辞めたい人もいました。これから、生産者が少ないのでどうしようかと言う話をしております。これから10年後という話もありますので、「これからといったら私らはどうしよう？」と言うことを、今、区の方で話し合うところです。以上です。</p>
	会 長	<p>まあ、非常に、農地後継者問題、何処もここもいろいろな課題があるところかなあとと思いますので、また、それぞれの地域に合ったような知恵の絞り方も大事かなと思います。</p> <p>先般、農業大会の後に行きました研修先の所でもお聞き頂いたと思いますが、最終的には、外国人を雇っていかないと、そんな様な対応もひとつはあるのかなと思います。これからはそういう事も含めて、もう少しいろんな角度から農地を維持保全していくと、そういう様な事も考えてないと、中々何時行っても課題だけが残って、対応策が出て来ない事になってきますと、順番に農地が荒れて行くという心配が非常にありますので、その辺については、また、いろいろと議論したいなと思います。</p>
	会 長	<p>ありがとうございました。次回は、9番 末廣委員、10番 中村委員、来月もCグループの推進委員さんをお願いいたします。</p> <p>続きまして、石川かほく農協専務の村井委員より、河北郡市の農業情勢やかほく市管内の現況や情報について、何か報告がありましたらお話しをお願いいたします。</p>
	竹田委員	<p>先程の新規就農についても一つよろしいでしょうか。</p> <p>新規就農の相談されたときに、アグリサポートで支援受けていた人が、今年度で終わりだと思いましたがアグリサポートの次回募集を、ネット等で探してみましたが前回支援を受けた方で止まっているようですがアグリサポートの件、今後どうなっていくのか教えて頂ければと思います。</p>
	村井委員	<p>現在、一昨年に新規就農したい方の現地研修ということで1名の女性がうちの子会社であるアグリサポートの社員という形で雇用しまして、農家の方に研修に行ってもらって、2年で卒業というような</p>

いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告	村井委員	状況になっております。現在、就農できる土地を探している状況で、先程、竹田委員から言われたように、辞める人と入りたい人とが、丁度、マッチングしないと上手くいかない事で、その辺りが苦労している様な状況です。その中で、今年の12月から来年の1月に、次年度からの新規就農研修に1名か2名をアグリサポートが受け入れるか、又は、農協として受け入れるのか、まだ決まっていますが、後継者の育成、新規就農者の育成ということで募集をかけたかなと思っておりますのでホームページ等にも出しますので、決まりましたら、竹田さんにもお話したいなと思っておりますのでございます。 以上です。
	会 長	はい、それでは村井委員、お願いします。
	村井委員	はい、それでは、郡市管内の農産物の関係についてです。 先ず、先程、会長さんからもお話があったように、紋米柿につきまして昨年は荷受の段階で106tありまして、過去最高の荷受量でした。その前の年は、75t位でしたかね。本年は、元々去年の成り疲れもありまして、65tを計画しておりましたが、丁度65t位が荷受けということで、計画通りという形で荷受けは終了いたしました。荷受けは11月17日、先週の土曜日ですか。曇や氷が降ったのですけれど、その前に収穫出来ました。寒い年ですと11月の10日過ぎに雹にあたって2割位収穫が出来ないという年があるんですが、そのあたりは上手く収穫出来たという事です。その後脱渋しまして11月22日に選果が終了しました。昨年よりも1週間から10日程早く終了しています。昨年は、沢山収量があったので、それだけ今年は早くなったという事です。 それから、現在は最後の加工用で渋柿の紋米柿をそのまま皮を剥いてそれを乾燥機に入れて、真空パックに詰めてジャム等の関係、それからペースト状にしたりして、そこら辺は業者がしたりするんですけど、加工用という事で、真空パックにしている状況です。それも明日で一応終了となります。 それと、紋米柿生産組合の方では、県と市の補助金を頂きまして氷温庫を新しく導入しました。柿を大体2週間から3週間くらい氷温のまま保存出来ることで、12月の中旬から下旬まで、そのままの状態を食べられます。これから12月にかけて、ちょっと時季外れのものを出すという様な事で、イオン中心に販売するところで、今のところ、販売先は既に決まっております、大体500ケース位入れてございます。これから、12月に入りましてそれを少しずつ出していくというところも新しく試みている事でございます。 それから、長芋の方については、今年は高温干ばつであったため、やはり水不足の感が少し出てきており、やはり収量がいつもよりも

<p>いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告</p>	<p>村井委員</p>	<p>少ないところです。生産者の中では、虫害がちょっと発生していることも聞いておるところでございます。</p> <p>そして、稲作の関係ですが、来年度の生産調整も含めて、生産面積の決まるのが、県の方で12月の初旬に、令和6年度の生産面積を決定されまして、それが河北郡市活性化協議会の方で各集落に配布されます。12月の中旬になるというのが一応毎年の流れなんです。全体の流れから言いますと、ほぼ、去年並みの生産面積です。若干、上がり下がりはあるんですけど、昨年、一昨年程、いっぺんに「面積が減る」という事はないと聞いておるところでございます。そういう様な事で、若干、米の価格も上がりつつあるところで、実は来年も需給状況が結構顕著になって来ているということなんで、少し期待はしているところでございます。流れとしては少し前に戻って来つつあるのかなあという状況でございます。</p> <p>以上です。</p>
	<p>会 長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p>
	<p>松本委員</p>	<p>今、女性三人で話をしているんですけども、高橋さんがもち麦を使った味噌を作っているらしくて、以前、コロナになる前に、農業委員の女性の方が大豆を使った味噌づくりを、市役所主催で行っていたところ、コロナにより中止なり行わなくなった。一度復活させてみてはどうかという思いでいます。如何なものでしょうかね。「もち麦を使った味噌作り」ということで。</p>
	<p>高橋委員</p>	<p>もち麦でなくても、普通の味噌とかでもいいので。</p> <p>以前、活動していたと聞いて、また復活どうかねとお話をしました。これは、普通に、私が個人でもち麦を使った味噌作りをしているんですけど、米麴味噌とかでもいいのですが、麦みそは九州が主流となっていて、北陸の方では米糶が主流となっています。保存食にもなって、いいねというお話しです。</p>
	<p>会 長</p>	<p>コロナが終息すればまたやれば良いんですが、その辺はまた事務局ともご相談して、良ければまたやりたいと思いますし、ちょっと状況を見ながらですね。</p>
	<p>事務局</p>	<p>あと道具ですが、これまでお借りしてた方から、またお貸できるかどうか別途打ち合わせをしたいと思います。</p>
	<p>会 長</p>	<p>農業委員会でやるというところが、今のみそなんで。</p> <p>まあ、また、相談個別的な話で対応をしたいと思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。</p>

その他	会 長	<p>それでは、次、その他について、事務局よりお願いいたします。</p>
	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業委員大会と視察研修 アンケートの提出 ・ 農業委員、推進委員手帳の配布
	事務局長	<p>次回、12月の総会は、12月22日（金）午後1時30分から予定をしております。場所は、西フロア3階302会議室となります。現地調査の当番委員の方は、12番 村井委員、1番 油野委員です。推進委員の方は、Cグループの出席となります。よろしくお願いいたします。</p>
	事務局長	<p>今月（11月）の委員報酬は、12月末に振り込む予定です。ご確認をお願い致します。</p> <p>その他、恒例と申しますか、今年、事務局と市長は参加できませんでしたけど、年明けの農業委員会の日に新年会を予定したいと考えておりますので、皆さんのご出席をお願いしたいと思います。事務局からは、以上でございます。</p>
	会 長	<p>ということで、1月には、皆さん顔合わせて、新年会をしたいという事ですので、お願いをしたいと思います。</p> <p>他に何かございませんか。</p>
	酒尾推進委員	<p>直接農業委員会と関係ないんですけど、先月、農協の営農組合対象の視察研修へ行って来たんですけども、滋賀県近江市のところで、川並きぬがさファームへ視察に行ってきました。そこで、意見交換の時に、大田副会長さんも一緒に話を聞かれたと思うんですけど今のインボイスの関係で詳しくは聞けなかったんですけど、インボイスは大変だという事で、零細企業や農家の個人経営が大変だという話を言われたなかで、国に陳情書を出されたということをお知らせしておりました。</p> <p>それで、私も正直な話これからの2・3年後は大変だと思いますので、農協関係や県・全国レベルで何かそういう会合とかで、陳情が要望か、何らかの全国レベルで国会の先生方も巻き込んでアクションをして頂きたい。石川県からでも先ずお願いしたい。</p> <p>個人的といえば個人的ではあるが、農業だけではなくそれこそ、いろんな商売をしている美容院や小さい店屋さん等皆絡んでくる。本当に大変なことになってくるということで、何らかできないのかなと。その中で農業やっている人で、従事分業配当が経費で落ちなくなるというようなことで、正直大変なんでして何らかのアクションが出来ないのかなと思います。悩んでいる状況です。私のひとつの意見というかお願いです。以上です。</p>

<p>その他</p>	<p>村井委員</p>	<p>インボイスの関係については、皆さんもご存知の通り、中小の企業、それから農業者についても、酒尾さんの言う通り本当に難しい制度です。国の考え方は、消費税について恐らくこれまで1千万円以下の人は非課税と元々申告しなくても良いというところだったんですけど。そこから消費税を取ってやろうというところが明確。</p> <p>将来的には、消費税の申告がどんな形になるかも分からんですけど、申告せざるを得ない事になってくるのかなと気はしています。今のところ、そこまではっきりしていないので、ただ、インボイスの適格証明を取るためには、消費税の申告者にならなくてはならない。そうなってくると、その手続き等も大変ですし、また、毎月の申告も大変なことになります。言われておられることは、私共も重々分かっておりますし、これらにつきましても、私共JAグループに働きかけて、どのような形で陳情が良いのか。かほくだけでやっても、成果は中々出ないので、全県挙げて陳情するなり、農業委員会からもそのような意見が出ていると事を言うなりを、皆がそういう意見であるよという事は発して行かなくてはならないのかなと、JAグループにも話して、出来る出来ないは別として、話はしていきたいと思っております。</p>
	<p>会長</p>	<p>まだ他に御座いませんか。</p> <p>今のインボイスの問題は、最近、農業新聞などに良く出ていますね。全国の農業新聞などにも出てますけど既に10月から始まるという話で、止めるということは、多分無理なんで、その部分の対応策として、その部分だけをどうするのかその様な話になると思います。</p>
	<p>村井委員</p>	<p>一番怖いのは、例えば、大企業が直接農家から仕入れとる品物などは、農家側がインボイスの適格をもっていないと買った側は、直接、消費税を沢山納めなくてはいけない。沢山納めたくないから、価格を抑えて買う。例えば、8%下げて買う。そうすると、企業側は、消費税については、その下げた分で払う事になるので、一緒のことになると思います。申告していない農家側にシワ寄せが来ることになるのが一番の問題になる。</p> <p>今の企業の中では、消費税の申告者がいないから、もう仕入れないよ。というところまで、実は来ている所もあるそうなんです。そうなってくると、小さい農家は、勿論持ってないので、そういう所からは仕入れないと言うことにもなってきます。それが、農家側からすると一番の問題になります。本当に、インボイスと簡単に言うけど、奥深く影響してくると私共も思っているんです。</p>
<p>閉会</p>	<p>会長</p>	<p>無いようでしたら令和5年11回(11月)の農業委員会総会を終了いたします。</p>

議事録署名委員

会長

[Redacted signature]

10番

[Redacted signature]

11番

[Redacted signature]